



2021年12月16日

各 位

会社名 株式会社 幸和製作所
代表者名 代表取締役社長 玉田 秀明
(コード番号：7807 東証JASDAQ)
問合せ先 経営企画室室長 植田 樹
(TEL. 072-238-0605)

仮処分申立ておよび訴訟提起に関するお知らせ

当社は、株式会社島製作所に対して、当社が保有する特許権（以下「本特許権」という。）に基づき、同社が製造・販売する歩行車（製品名「シンフォニーバスケット」：以下「本製品」という。）が本特許権を侵害するとの主張をもって、本製品の製造・販売を含む侵害行為の差し止めおよび当社が受けた損害の一部の支払いを求めて差止仮処分および損害賠償請求訴訟を2021年12月16日付で大阪地方裁判所に申立ておよび提起（以下「訴訟提起等」という。）をいたしましたので、以下のとおりお知らせをいたします。

1. 訴訟提起等をした裁判所および年月日

- (1) 裁判所：大阪地方裁判所
- (2) 提起日：2021年12月16日

2. 訴訟提起等をした相手方（被告）

- (1) 名称：株式会社島製作所
- (2) 所在地：大阪府大阪市東住吉区桑津4丁目3番9号
- (3) 代表者：島 義弘

3. 訴訟提起等に至った経緯

- (1) 当社は、本特許権にかかる特許発明を実施した製品を従前より販売しているところ、本特許権を侵害していると考え本製品の販売を株式会社島製作所が開始し継続しているため、株式会社島製作所に対して、本特許権を侵害しないように警告を行うとともに回答を求めました。
- (2) 株式会社島製作所は、本特許権には無効理由があると主張しつつも具体的な根拠事実を提示することなく特許登録要件である明細書記載要件違反の主張に終始し、新規性や進歩性などの実体的無効理由については何ら明らかにしないといた交渉を繰り返した上、かつ、相互の譲歩による合意解決については、協議のテーブルにすらつくことを拒みました。

(3)当社といたしましては、当事者の間において解決を図るべく、株式会社島製作所に対して再三にわたり具体的な根拠事実を含む主張を明らかにするように求めましたが、交渉を継続することは極めて困難であると判断せざるを得ず、今般の訴訟提起等に至った次第でございます。

4. 今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて、具体的な損害賠償請求額を含めて必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせをいたします。

以上